

会議録概要

(第11回 口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る 第三者委員会)

平成29年10月19日(木) 15:30~17:30 本庁7階 第4会議室

出席者： 池田委員、仲地委員、平委員、徳田委員、知念委員(全員出席)

- 1 会議次第1により、委員長から会議の開会が宣言された。
- 2 会議次第2(1)により、報告書(案)について、次のように委員による質疑応答や確認等があった。
 - (1)「第5 当委員会での調査結果」について
 - ア「採用試験等への口利きについて」
 - ・教員採用試験への口利きの存在を断定できないものの「可能性が高い」とするこの論拠及び表現の整理について。
 - (2)「第6 調査結果を踏まえた対策の提言」について
 - ア「2 口利きなど働きかけを受けた際の職員らの対応」
 - ・今回の件で、働きかけを受けた前教育長及び現教育長が、教育委員会に報告せずこれを記録化しなかったことは、適切でなかった旨を指摘するべきである。
 - ・既に教育庁が策定している「働きかけの取扱要綱」との関係性について整理。
 - ・記録化した後の実名の公表については、まずは記録化を重視し、公表については情報公開の別制度の範疇で対応していく。
 - ・働きかけがあった場合に、相手方に対して記録制度の存在を周知すべきかについては、義務化はせず「周知に努めること」程度にとどめる。
 - ・記録化の対象内容について、働きかけの主体が指揮命令権を有する上司等の場合は、公正・公平な職務を妨げる恐れがある場合に限定するなど、工夫が必要。
 - ・働きかけへの撤回又は訂正を求めないが、上司への報告・相談等適切な対応は必要。
 - ・倫理規程と働きかけ規程を個別条例とするか統一条例とするかは、報告書では問わない。
 - (3) 以上のとおり、語句の統一など体裁を整えて、報告書の内容を確定する。

(4) 報告書の提出方法等について

報告書の提出の方法、時期、提出時のマスコミ対応等については、委員長と事務局で協議して対応する。

4 会議次第3により、委員長から閉会が宣言された。

以 上